

5月の新聞記事から

5/8 富山県高岡市内の工場で働いていた男性が中皮腫で死亡したとして、長男が国に損害賠償を求めた裁判で和解が成立。国は原告に対し1430万円を支払う。富山地裁で和解が成立したのは、高岡市のホクセアルミニウムで働き死亡した男性の長男が起こした裁判で、男性は1965年からおよそ7年、アスベストの吹き付け作業が行われていた工場勤務し2003年に72歳で中皮腫で死亡した。

5/13 東京都内の建築設計事務所「プランテック総合計画事務所」で専門業務型の裁量労働制を適用されていた女性(20代)が、長時間労働が原因で適応障害を発症したとして、中央労働基準監督署が3月18日付で労災認定していた。女性と「裁量労働制ユニオン」が公表した。2015年4月に新卒採用され、専門業務型裁量労働制の適用対象となり、みなし労働時間は「1日8時間」とされていたが、入社3カ月目には残業時間は月100時間をこえた。発症日は2018年4月20日。発症1カ月前の残業時間は173時間15分だった。女性は2018年6月にユニオンに加入し、未払い残業代や長時間労働の改善を求めて会社と団体交渉をおこない、2019年4月に和解した。

5/15 大阪市のフランス料理店で働いていた男性調理師(33)が急性心筋炎で亡くなったのは、過重労働が原因として、妻が労災認定を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は遺族補償年金などの不支給処分を取り消した。男性は発症前1年間、平均1カ月あたり約250時間の時間外労働をしており、判決は「免疫力に著しい異常が生じていた」と発症と業務との因果関係を認めた。男性は2009年6月から正社員として勤務。12年11月、「急性(劇症型)心筋炎」を発症して入院。翌年9月に退院したが、14年1月に心不全で再入院し、6月に急性心筋炎を原因とする脳出血のため亡くなった。

5/19 長野県飯田市の私立保育園で昨年12月、園児や職員の在園中にアスベストの飛散が疑われる改修工事が行われ、事前の調査や届け出を怠ったとして、工事に関わった2社と園を大気汚染防止法に基づき県が行政指導していた。長野県南信州地域振興局などによると、昨年12月20、21の両日、飯田市の保育園舎2階の一部で、改修工事に当たった作業員3人が石綿の飛散防止対策をせずに天井板をはがし、石綿を周囲に飛散させた疑いがある。当時、園内に園児約120人と職員約30人がいた。園舎は天井裏の鉄骨に「アモサイト」が吹き付けられていた。

5/24 2017年5月に奈良県庁に勤務していた西田幹さん(35)が自殺したのは過重労働が原因として、遺族が地方公務員災害補償基金県支部に請求していた公務災害が認定された。西田さんは時間外勤務が月117時間に及ぶなど過重な労働でうつ病を発症し、その後の対応が不十分で、自殺に至ったと判断された。認定は今月17日付。西田さんは14年4月から県教委教職員課で勤務し、15年3月の時間外勤務は117時間に達し、翌月ごろにうつ病を発症した。

5/24 ドイツのタイヤ製造大手コンチネンタルの日本法人で日本の裁量労働制に当たる制度で働いた40代社員が、適応障害で退職したのは派遣先のドイツ

本社での長時間残業が原因として、品川労働基準監督署が労災認定していた。認定は3月5日付。社員は2015年2月に入社。16年6月からドイツ本社に派遣され、裁量労働制適用の管理職として営業を担当し、17年2月以降、取引先とのトラブル対応に追われ、同年7月ごろに発症。労基署は、残業が発症4カ月前から3カ月前にかけ倍増し、最大月100時間超だったことが原因と認定した。社員側は、国籍差別を含むパワハラを受けたとも主張している。

5/28 連合は20代男性の21.1%が就職活動中にセクハラを受けたことがあるとの調査結果を発表した。調査は今月8-9日、ハラスメントの実態を把握するため、20~50代の男女計千人を対象にインターネットで実施。このうち、就職活動を経験した人に就活セクハラについて質問すると、10.5%が「受けたことがある」と答えた。女性は20代が12.5%、30代が15.5%で、男性は20代が21.1%、30代が10.7%。

5/29 職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法が、参院本会議で賛成多数により可決、成立した。パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタハラに関し「行ってはならない」と明記。パワハラの内容を設け、事業主に相談体制の整備など防止対策を取るよう初めて法律で義務付けた。罰則を伴う禁止規定はなく、実効性を確保できるかどうか課題だ。

国際労働機関(ILO)のライダー事務局長は、ジュネーブで記者会見し、ILOが制定を目指す職場でのセクハラ禁止を明記した条約案について6月のILO総会で「採択できると確信している」と述べた。6月10~21日に開かれる総会には日米など加盟187カ国の代表が参加し、ハラスメント対策として初の国際基準となる条約案を討議する。

大阪・ミナミのホストクラブで平成24年、ホストの男性が急性アルコール中毒で死亡したのは接客業務が原因だとして、両親が労災保険法に基づく遺族補償給付などを求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は不支給決定処分を取り消した。男性は田中裕也さん(21)。24年8月1日、勤務先のホストクラブ店内で飲酒を強要され嘔吐した後、暴行されさらに酒を飲まされ、急性アルコール中毒で死亡した。判決理由で、接客中の飲酒は「ホスト業務の一環と認められる」とし、急性アルコール中毒は「ホスト業務に伴う危険が現実化した」と判断した。また両親は経営会社らを相手取り、損害賠償を求めて提訴。大阪地裁は今年2月、経営会社の使用責任を認め、会社側に約7300万円の支払いを命じた。

中国地方の総合病院に勤めていた50歳代の産婦人科医の男性が自殺したのは過労でうつ病になったのが原因と、遺族が労災の遺族補償不支給決定を取り消すよう求めた訴訟の判決が広島地裁であった。裁判長は、長時間労働とうつ病の因果関係を認め、処分の取り消しを命じた。男性は2009年にうつ病を発症し、2か月後に自殺した。判決で、産婦人科の常勤医が2人で、男性はうつ病発症前の半年間、厚生労働省が過労死の労災認定基準とする月80時間以上の時間外労働を約2か月続けたと認定した。